

## 1. 東日本大震災復興支援への日本ユニセフ協会の取り組み

(事業の詳細は、[http://www.unicef.or.jp/osirase/back2011/1103\\_12.htm](http://www.unicef.or.jp/osirase/back2011/1103_12.htm))

### (1) 震災後約1ヶ月間＝緊急救援活動

- 水、衣料品、衛生用品、靴などの救援物資の配付
- 避難所等への看護師、保育士の派遣を通じた高度医療への照会制度の確立
- 母乳育児を含めた、被災地での母子保健サポート推進のためのアドボカシーと専門家団体との連携を通じた個別サポートの提供(継続中)
- 「子どもに優しい空間」の設置やプレイセラピー講習などを通じた心のケア支援
- 国際的スタンダードに基づく“震災孤児”に対する代替擁護(ケア)を訴えるアドボカシー

### (2) 震災後2ヶ月目＝「バック・トゥ・スクール(学校に戻ろう)」「バック・トゥ・幼稚園」キャンペーン

- 2万人以上の子どもたちにランドセルや文房具などの学用品の提供
- 100校以上の小中学校に机、椅子、職員室の備品、仮設トイレ、スクールバスなどの提供
- 小中学生に体操着、習字道具、絵の具などの学用品の購入支援(準備中)
- 学校・保育園・幼稚園での給食やおやつなどの栄養補給支援(継続中)
- 幼稚園や保育園、学童保育施設に、知育玩具や机、椅子、食器などを提供(継続中)
- 幼稚園、保育園、学童保育施設仮設園舎等の建設支援(継続中)
- 「心のケア」支援の拡大①＝全国から寄贈された絵本等約11万冊を、保育園、幼稚園など、350箇所以上に送付(継続中)
- 心のケア支援の拡大②＝プレイセラピー講習の拡大展開(継続中)

### (3) 震災後3ヶ月目以降＝「子どもに優しい復興」支援(準備中)

- 地域のモデルとなる子どもに優しい幼稚園、保育園などの建設支援
- 仮設住宅等への「子育て支援センター」機能の併設支援・アドボカシー
- 里親制度の強化など社会的養護への支援
- 「子ども基金」の設置による、行政やNPOの行政サービス/支援メニューではカバーしきれない子ども支援に関わる事業実施等の支援
- 虐待防止のための取り組みへの支援

## 2. 東日本大震災子ども支援にかかる提言

世界の災害現場での支援にあたり、ユニセフは、常に「Build Back Better(被災以前よりも良い状態になること)」を目差している。日本ユニセフ協会も、同じ姿勢で本緊急・復興支援活動にあたり、今回の震災被災地が、以前より「子どもたちに優しい」、すなわち、「子どもたちを生み育てや

すい」地域になることを基本政策としている。

具体的には、被災した「すべての子どもたち」(0歳から18歳未満)とその家族への支援、中でも、最も脆弱な環境にある子どもたちに優先的に支援を行っていくことが必要と考える。

最も脆弱な環境にある子どもたちの例は、震災で親や保護者を失った子ども、家を失った子ども、障がいを持っている子ども(発達障がい、身体障がい)、以前から自閉症、不登校だった子ども、家にいることが多い未就学児、震災を目撃した子ども、保護者がDVの被害にあっている子ども、親が雇用を失ったり、精神的に不安定になってしまった子ども、貧困家庭の子ども、避難所生活を余儀なくされている子ども、ライフラインなどが不安定な自宅での生活を余儀なくされている子どもなど様々であり、一人一人の子どもたちのニーズに合わせた支援が必要である。

#### (1) 就学前の子どもたちへの支援

就学前の子どもたちは、親への依存度が最も高く、ネグレクト(養育放棄)の被害に遭う危険が高いなど脆弱な立場にある。また、保育所、幼稚園に通学する子ども以外は外に出る機会も少なく、サービスを受容することが難しい。保育所や幼稚園は、義務教育の様に整備されていないことも多く、支援が行き届いていないケースも多い。

##### 心のケア

阪神淡路大震災の時も、スクールカウンセリングなどのサービスが体系的に受けられた小中学生とは対照的に、「見えにくい」未就学児への心のケアが十分に行われなかったという反省がある。未就学児童を支える保護者や保育園・幼稚園などの先生たちの研修も体系的に行う必要がある。

##### 子どもに優しい保育園、幼稚園、こども園。総合型施設の実現へ

未就園児、時間外や一時預かりなどのニーズにも柔軟に対応した、地域のモデルとなる「こども園」の整備が早急に求められる。少子高齢化問題が深刻な被災地域では、高齢者、障がい者福祉施設と統合された、子育てに地域社会全体で関わっていけるようなシステムが出来れば理想的か。

#### (2) 孤児、遺児など脆弱な環境にいる子どもたちへの支援

##### 社会的養護

東北3県で、両親や保護者を失った子どもは、141名にのぼる<sup>1</sup>。第一に親族里親の認定、第二に県内の養育里親による養育が推奨されており、宮城の2人が県内の児童福祉施設に入所したほか、139人全員が県内・県外の一般家庭に引き取られ、大多数は親族が養育を行っている。しかし、里親制度があまり周知されておらず、親族里親の申請は2件のみ。里親委託後の子どもの二次被害予防のための児童相談所や未成年後見人制度によるフォローアップも必要。

- 親を失った子どもを預かる親族への経済的・精神的支援のために里親制度についてのさらなる周知が必要
- 子どもの最善の利益、子どもの意見表明権を十分尊重し、適切な里親を選択する過程は妥協

<sup>1</sup> 5月14日現在 岩手: 57人、宮城: 66人、福島: 18人

せず慎重におこないながらも、行政上発生する不必要な遅れは最小限にして可能なかぎり里親認定の速度を速める。

- 里親委託後に、きめ細やかな養育計画に基づいて、里親に預けられた子どもたちへの支援を行っていくための、児童相談所における質的・量的人材の確保。10人の子ども・里親に対して、各児童相談所で最低1名の増員、増員されるスタッフへの研修が必要。現行の養育家庭専門員（里親対応専門員）の任期の延長も検討課題である。
- 震災で親を失った子どもの財産管理を支援する未成年後見人制度の周知および未成年後見人制度における損害賠償問題への対応

### 児童虐待の防止

現段階では、子どもの虐待については、包括的なデータはないが、世界各地の災害後、日本でも阪神大震災後に子どもの虐待が増加したと言われている。ストレスを蓄積した保護者によるネグレクト、身体的および心理的虐待、また、ボランティアなど人の出入りが激しくなることによりおこりうる虐待の予防が必須である。対策の例は、保護者のストレスの軽減のためにも、子育て支援事業の一層の拡充、未就学児童を含めた子ども、保護者に対する子ども虐待予防啓発活動とサービス関連の情報提供、被災地に入出入りするボランティア等の身元確認、子どもの保護安全対策に関する行動規範への署名を徹底するなどが求められる。

### (3) 子どもの参画に基づく子どもにやさしいまちづくり

被災地では、町の復興が進められている。新しいまちづくりが取り組まれる中、子どもたちの声を積極的に取り入れて行くことが求められる。また、町の建設のみならず、子どもの意見を反映させ、子どもたちが暮らしやすい町づくり、子ども条例の策定などを行っていくことが必要である。

- 仮設住宅での子どもたちが安全に遊べるスペースを確保。仮設住宅の中で難しければ、仮設住宅の周囲(学校の校庭、学校の中なども検討に含まれる)にそのような場を作って行く。子どもだけでなく、お年寄りや地域の人たちも使える場として、子どもたちが大人たちと交流できる場づくりも行って行く。
- 被災地復興町づくりにおいて、子どもの意見を取り入れて行く。新しい防災マップや防災ガイドラインなどにも、子どもたちの視点から今回の震災の教訓を取り入れて行く。
- すでに策定を進めている自治体もあるが、被災地の自治体でも、子ども条例を策定し、子どもの住みやすい町づくりを目指す。

以上